

独立行政法人原子力安全基盤機構の業務実績の評価基準

平成 25 年 7 月 2 日
原子力規制委員会独立行政法人評価委員会
原子力安全基盤機構部会決定
内閣府独立行政法人評価委員会
原子力安全基盤機構分科会決定

独立行政法人原子力安全基盤機構（以下、「機構」という。）の業務実績の評価については、原子力規制委員会所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針（以下、「基本方針」という。）に基づき、以下の基準により行うこととする。

なお、内閣府独立行政法人評価委員会原子力安全基盤機構分科会委員は、共管する「原子力災害に係る業務」を評価することとする。

1. 各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下、「事業年度評価」という。）

(1) 概要

基本方針の規定に基づき、中期目標期間内の各事業年度における事業の実施状況を調査・分析し、業務実績の全体について、総合的な評価を行う。評価に当たっては、その根拠、理由等を付すものとする。

加えて、機構の評価については、以下の事項に注意して実施する。

- ・機構の実施している業務と国の政策の方向性との整合性
- ・国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上
- ・機構の行う業務・事業の効率的かつ効果的实施

(2) 評価方法

(ア) 事項別評価

基本方針の規程に基づき、各事業年度終了後、中期目標に定められた事項別に、中期計画の実施状況を踏まえて、実績を評価すると規定されていることを鑑み、機構の評価項目（以下「評価項目」という。）については、次の①～③の項目を評価項目の基本とし、必要に応じ④の項目を追加する。

- ① 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
以下の業務毎に評価を実施する。

- 1) 検査等業務
- 2) 安全審査関連業務
- 3) 防災関連業務
- 4) 安全研究・安全情報関連業務
- 5) 国際業務、広報業務

- ② 業務運営の効率化に関する事項
評価にあたっては、以下の観点から必ず評価を実施する。

- a 業務・システムの最適化
- b 内部統制
- c 官民競争入札等の活用
- d 入札・契約の適正化
- e 役職員の給与等の水準の適正化

- ③ 財務内容の改善に関する事項
評価にあたっては、以下の観点から必ず評価を実施する。

- a 保有資産の有効活用
- b 欠損金、剰余金の適正化
- c リスク管理債権の適正化

- ④ その他の業務運営に関する重要事項

基本方針の規定に基づき、上記の評価項目毎に、S、A、B、C、Dの5段階で行うこととし、それぞれの達成度の目安については、以下の通りとする。

- | |
|--|
| <p>S：中期計画の達成に向け、特に優れた成果をあげている。</p> <p>A：中期計画の達成に向け、優れた成果をあげている。</p> <p>B：中期計画の達成に向け、適切に成果をあげている。</p> <p>C：中期計画の達成に向け、業務の進捗がやや遅れており、改善すべき点がある。または、法人の業務運営に問題がある。</p> <p>D：中期計画の達成に向け、業務の進捗が遅れており、大幅な改善が必要である。または、法人の業務運営に重大な問題がある</p> |
|--|

加えて、機構の評価にあたっては、標準的に達成された場合を **B** とすることを基本とし、評価項目ごとに **B** となる基準を予め明示する。

各評価項目の評定は、具体的取り組み内容の達成状況を勘案しつつ総合的に判断して行う。その際には、次の事項を考慮する。

<各評価項目の業績評価における考慮事項>

- ・業績評価、達成状況の判断にあたっては、評定とともにその評定を出すに至った背景や理由についても明示する。
- ・業績評価にあたっては、中期計画等に掲げられる具体的取り組み内容に対するもののみならず、当該業績評価の評価材料となり得るものがある場合にはこれらを積極的に勘案する。
- ・達成状況の判断にあたっては、業務の性格にも配慮しつつ、当該実績となった背景（外的要因か内的要因の別等）についても考慮する。また、単なる達成の度合いのみならず、プロセスや質的な側面も重要な視点とする。

また、評定が **B** 以外となった場合は、その理由を示すこととする。特に評定が **D** の場合には、改善すべき方向性も示す。

(イ) 総合評価

基本方針の規定に基づき、総合評価は、(ア)で行った事項別の評価結果を、別表 1 により評点に換算し、別表 2 に掲げる評価比率に従って加重平均して平均評点を求め、その結果を別表 3 に照らし合わせて評価を行うものとする。

上記方法により勘案し難い特段の事由がある場合には、理由を付すことにより、平均評点を加減できるものとする。

2. 中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下、「中期目標期間評価」という。）

（1）概要

基本方針の規定に基づき、中期目標期間終了時において、中期目標の達成状況を調査・分析し、中期目標期間における業務実績の全体について、総合的な評価を行う。評価に当たっては、その根拠、理由等を付すものとする。

加えて、機構の評価については、評価の実施にあたり、以下の事項に注意する。

- ・各年度の評価結果
- ・中期目標の意図するアウトカムの実現状況
- ・アウトカムに至る進捗状況
- ・次期中期目標期間における業務運営の改善に資する課題の抽出

（2）評価方法

（ア）事項別評価

基本方針の規定に基づき、1.（2）（ア）に規定する評価項目毎に、中期目標期間内の各事業年度評価を別表1により評点に換算し、これを平均して平均評点を求め、その結果を別表3に照らし合わせて評価を行うことを基本とする。

なお、平均評点については、中期目標で意図する成果の達成状況や進捗状況を踏まえて、これを反映すべき特段の事情がある時は、その判断の理由、根拠等を付すことにより、必要に応じて加減できるものとする。

（イ）総合評価

基本方針の規定に基づき、総合評価は、（ア）で行った評価項目毎の評価を、別表1により評点に換算し、別表2に掲げる評価比率に従って加重平均して平均評点を求め、その結果を別表3に照らし合わせて評価を行うものとする。

なお、平均評点については、中期目標で意図する成果の達成状況や進捗状況を踏まえて、これを反映すべき特段の事情がある時は、その判断の理由、根拠等を付すことにより、必要に応じて加減できるものとする。

(別表 1)

項目評価	評点
S	5
A	4
B	3
C	2
D	1

(別表 2)

項目		ウエイト	
業務運営の効率化に関する事項		20%	
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	検査等業務	15%	60%
	安全審査関連業務	15%	
	防災関連業務	10%	
	安全研究・安全情報関連業務	15%	
	国際業務、広報業務	5%	
財務内容の改善に関する事項		20%	
その他業務運営に関する重要事項		0%	
各評価項目の評定から算定される総合評定		100%	

(別表 3)

平均評点 (X)	総合評価
$4.5 < X$	S
$3.5 < X \leq 4.5$	A
$2.5 < X \leq 3.5$	B
$1.5 < X \leq 2.5$	C
$1.0 < X \leq 1.5$	D